

原子力損害賠償保障法要綱と 企業責任保険

二 原子力損害賠償保障法要綱に対する見解

第一 原子力損害賠償責任の問題

(1) 要綱——原子力事業者は、其の事業の経営によって生じた損害について、無過失責任を負担し、特別の場合にのみ免責の措置を受ける。其の免責となるべきことは論ずるまでもない。

浦田一晴

い損害が発生したときは、国が補償を行うこと、(2)原子力損害賠償処理委員会の設置の諸点である。

原子力災害が発生した場合、其の被害者に対する補償措置として、原子力損害賠償保障法の立法が企図せられ、昨十二月月中旬其の要綱が発表せられた。この要綱は、原子力委員会原子力災害補償専門部会において検討立案せられたものである。本要綱は、民間原子力産業のもたらした被害に対し、十分な補償措置の確保を企図する立法要綱として、画期的な趣旨と内容とを有する。其の骨子とするところは、(1)原子力事業者は、其の事業の経営において発生した損害について、故意・過失の有無に拘わらず責任(無過失責任)を負担すること、(2)原子力事業経営の前提条件として、損害賠償措置のため、一定金額内の供託をなすか、又は責任保険契約を締結して損害賠償責任の転嫁をはかること、(3)前項(1)にあるごとき損害賠償措置を以つて対処しなな

原子力産業は、新規の産業であつて其の事業の性質上、其の運営、補償は極めて慎重に周到な注意と準備を以つて行わるべきことは論ずるまでもない。特に、原子力其のものが他の力と性質を異にし、其の取扱いを誤らんか、強大な被害結果を生ずるおそれあるにかんがみ、万全の処置を講すべきであるが、万一にも被害が発生した場合には、被災者に対しうるべく速やかに、その原因を明確にし、責任の所屬を明確ならしめたものとして極めて妥当な措置である。然し、不可抗力性を其の程度の特別に強力なものと通常のものとに区別したが、其の区別の判定に困難を伴うこと及び無過失責任を負担することを認めたことは適当でないと思われる。第三者の故意・過失によつて引起された事故に対して、其の最終的責任の帰属者は第三者であるが(詳細は(3)の項で後述)、其の他の場合は、どのような時でも原子力事業者の責任負担といふこととし、要綱のごとき例外を認めないととする。即ち、原子力災害の原因いかんを問わず、凡ゆる不可抗力の場合も原

業者をして責任に対する認識と自覚を促し、責任の所属を明確ならしめたものとして極めて妥当な措置である。然し、不可抗力性を其の程度の特別に強力なものと通常のものとに区別したが、其の区別の判定に困難を伴うこと及び無過失責任を負担することを認めたことは適当でないと思われる。第三者の故意・過失によつて引起された事故に対して、其の最終的責任の帰属者は第三者であるが(詳細は(3)の項で後述)、其の他の場合は、どのような時でも原子力事業者の責任負担といふこととし、要綱のごとき例外を認めないと

原子力事業者である点において、再保険ではないと実質的には類似の性質を帶有する面もあるが、保険料は原子力事業者が負担することにおいて、再保険契約における保険料支払者が元受保険者であると根本的に異なる(このことは第三において述べる国家補償の問題とも関連する)。

国家補償保険の設定によって、原子力事業者の絶対無過失責任は、民営責任保険と共に二本建てにより、転嫁救済されることとなる。この場合、原子力事業の保護の目的を以つて、保険料の高額に過ぎると考えられるときは、其の負担となる保険料の幾割かをコストの中に包含せしめることも考慮せられて然るべきであ

持という点も考慮しなければならない。如上の無過失責任は、すべて責任保険制度へ転嫁する方策が採られなければならない(この事項については第二、損害賠償措置のところを参照)。責任保険制度は、民営保険を第一とするから、民営保険者側として、保険金支払能力以上の損害を発生した場合には(一定額の基準を設く)、国家補償保険によって、被災者に対して補償を行ふものとする。この場合の国家補償保険は、保険企業の維持を企図する場を原則として法定したことは、被害者保護を企図する立法精神の見地から、企業主義に固執せず、無過失責任主義の立場を原則として法定したことは、被害者保護を企図する立法精神の見地から、企

リスト

1960.3.15 (No. 198)

(2) 要綱——無過失責任の対象となる「原子力損害」とは、核燃料物質等の放射性、爆発性其の他の有害な特性によつて第三者が被つた損害を指称し、「一般災害」によつて生じた損害を包含しない。

右要綱において、原子力損害には、「一般災害」によつて生じた損害を含まないと定められているが、「一般災害」によつて生じた損害を包含しない」。

右要綱において、原子力損害には、「一般災害」によつて生じた損害を含まないと定められているが、「一般災害」によつて生じた損害を包含しない」という意味が要綱だけでは、どんな損害であるか、はつきりとわからぬいが、私見では、純粹な一般的災害による損害は含まれないと解すべきであつて、例えば、核燃料物質等の有害な特性を原因として事故が発生し、更に其の事故が他の者に対して能動的に作用して新たな事故を呼び起し、其の新たな事故によって第三者の損害を発生したとき場合は、純粹な一般的災害によるものではなく、保障の対象となる原子力損害の中に包含せしむべきである。相対的因果関係理論の見地からも認められなければならない。本項のごときは争論の事項となる可能性があると思われる所以で、立法上際し明確ならしめておく必要がある。

(3) 要綱——被害者に対する責任は、原子力事業者が集中的に負担し、原子力事業者以外のものは責任を負担しない。但し、原子力事業者に対し、原子力燃料の供給、事業設備の請負等に関する直接間接の契約関係に立つ者が、故意又

は重大な過失によつて原子力事故が発生した場合及び如上の者と関係のない第三者の故意過失が基因となつて、原子力事故が発生した場合は、原子力事業者はこれら事故発生原因を与えた者に対して求償をなすことができる」。

原子力事業者以外の者が、事故を引起した場合は、一先ず原子力事業者が賠償することとして被害者の救済をはかり、事故を起した第三者に対して求償権を認めたことは、責任負担の帰属者を明確にしたものであつて、適当な措置であると考える。然し、事実問題として、求償権行使の相手方が其の請求に応する経済的能力があるかという問題に逢着する。この問題は本論から逸脱するとも考えられるが、「求償することができる」という定め方のみを以つて終り、其の結果的可能を確立するごとき方策を打建てなければ、其の実効を生むことは困難な場合が多いであろう。然しながら、原子力事業者が責任保険契約を締結することを前提とするならば、是を責任保険に代つて設定するといふことではなくして、責任保険の算出されたのか、よくわからないが、原子力事業者による損害賠償の確実な履行をはかるため、原子力事業者が法定の損害賠償措置を具備することを条件として、其の事業を許可するということである。右の損害賠償措置は、民営による原子力損害賠償責任保険を基本として行われるが、其の他にも供託などの制度を設けて責任保険に代らしめ、又は補わしめる方法を探る。其の供託額は、一工場又は一事業所に対して五〇億円を最低基準とする。しかし、小規模の事業については、其の金額を減少することができる。

なお、民営責任保険者が保険金の支払能力（保険契約の引受け能力）が増加したときは、其の振合を考慮して、供託金の最低限度の額を引上げる。而して、国家補償の程度を漸次、民営責任保険へ移譲していく。又、損害賠償措置の供託金額が、其れとの振合を考慮して、供託金の観念ではなくて、各々独特の必要的性質を有するものとの考え方立つ）。損害賠償措置は制度が責任保険制度に代り或いは補うといふことの考え方立つ）。損害賠償措置はべきうるならば責任保険制度一通りを以つてするが、繁雑でなく適当と思われる「求償権の代位」が行われる。事故発生起因者が求償に応じえない場合には、保険企業者或いは原子力事業者の「企業の維持」の問題とも接触せざるを得ない。特に保険者の免責との関連において問題があるから、このような場合には、原子力事業者自身の拠出する供

託金を直接、損害賠償に充当し、以って被災者救済の万全を期そうとするわけで、国家補償制度の是非について、第三に後述。

(2) 要綱——損害賠償措置として、行わる責任保険契約の内容については、政令を以つて定められ、保険者によって行われる契約解除は、其のものの通知後一週期間経過後においてのみ効力を生ずるものとする。なお保険契約者の通知義務違反或いは保険料の未払などを理由とする保険者の免責については、保険約款に、保険契約が消滅しないよう適宜の規定を設ける。又、保険契約の締結及び履行が適正になされると行政監督を加え、且つ事故発生後、保険金の支払が円滑迅速に行われるよう規定を設ける。

右の要綱にあること、保険契約の内

容、保険者の免責事項の制限、保険契約締結後の監督、保険金支払の実行について、法が適正な監督を行うことは、適當な措置であると考える。

(3) 要綱——原子力損害賠償措置とし

ての責任保険契約の締結は、正当な事由がない限り、保険者は拒否できない」。

原子力事業は、民営事業とはいえない、其の特性の故に、行政的な厳重な審査に基づく事業の許可、運営上の監督がなされるのであるから、右要綱の趣旨は妥当である。又、責任保険契約の締結が、原子

力事業開設の前提条件となつてゐるから、原子力事業の確固たる発達をはかる点から見ても、責任保険契約の締結が円滑に行われるごとき適当な措置を講することは必要である。なお、保険料率は、合理的利潤を含めしめて、適正な率を算出することの必要性はいうまでもない。

なお、保険事業の「企業維持の原則」の観点から、国を再保険者として再保険契約を締結して、一定額以上の保険金給付に対する責任を再保険者に転嫁することとは、原子力事業の発達と共に、考慮して然るべきである。元受保険者の再保險の締結は、保険金給付の確保を期することとなり、被害者の保護に大きな力を与えることとなる。

第三 国家補償に対する見解

要綱——原子力損害賠償保障法要綱によれば、原子力事業者に対して要求されるところの損害賠償措置によつては、被害者に対し損害賠償義務を履行できない、ような場合には、原子力事業者に対して国家補償をする必要がある。

法が被害者に対し、其の十分な救済措置を行わんとして、其の結果、補償を国家に求めたことの趣旨は理解できるが、しかし、原子力事業が民営の事業であることを理由として固執するならば、国家の補償は副的第一段階であるとしても、

原子力事業に代つて、被害者救済を目的としたつても、補償という重要な立場に立つことは、一概に適当な方法とはいわれない。私は、右の国家補償の制度に代るべきものとして、国家を保険者とする国家補償制度を設定すべきであると考へる。この保険は、実質的性質は、責任保険であるが、極めて特定の場合にのみ締結され、保険金の支払がなされる保険であつて、原子力事業者は、保険契約者として補償保険料を支払うこととする。要綱によれば、国家補償の場合において、原子力事業者は補償料を国家に納付することとなるが、いわば、補償料が、契約としての双方に基づく保険料の実質的役目を果たすこととなる。しかし、法的概念としては、異なる概念であることはいうまでもない。民営事業の事例に対して、国家が補償することは、相手問題があると思われるが、国家が保険者としての役割を演ずることは、再保険者としての地位においてはあるが、輸出保険法(昭二五、法六七号)においても見られることがあるし、決して妥当性を欠くものとはいわれない。

原子力損害賠償法要綱に定められた国家補償の場合は三種類あるが、何れの場合も、原子力事業者が、当然自ら賠償すべき性質のものであり、本要綱の定めに生じたと認められる場合に限つて、政府が原子力事業者に求償すること。第三

次いで政府が事業者に対して求償すること。第二は責任保険契約を以つては損傷補されえない危険によつて損害が発生した場合。この場合には、工作物の設置、修理等が原状に復旧せられることにより、事故が生じたと認められる場合に限つて、政府が原子力事業者に求償すること。第三は原子力事業者が故意又は重大な過失があつた場合に、其の超過額について、国家補償を行つた場合であつて、損害発生についての場合に限り政府が求償することができる。

リスト

1960.3.15 (No. 198)

る。

第四 原子力損害賠償処理委員会の設置

要綱——原子力損害が発生した場合には、其の損害の調査、損害賠償の支払計画、支払方法の確立及び実施、損害賠償に関する紛争の処理を行うため、行政委員会を設置し、右の問題について裁決する。この裁判について、不服なものは、高等裁判所に対する不服の訴のみを認みる。

右要綱にあるごとき趣旨を以つて、原子力損害賠償処理委員会が設置されることが當をえた方策であると考える。

第五 被害者の保険者に対する保険金直接請求権の立法について

被害者の保護救済は、原子力事業の特殊性にかんがみ、特に慎重にして完全になさるべきである。いかに、保険金給付が決定されても、事実においてそれが被害者の手に入らなければ、其の目的を達成することはできない。従って、ここに保険者に対する被害者の保険金直接請求権を法定する必要が生ずる。被害者の補償に万全を期す要綱の趣旨よりみて、この直接請求権は設定されねばならない。商法六六七条は、既に「他人の物の保管者の責任保険」について、所有者の保険者に対する直接損害賠

補請求をなしうることを認めていることを徴すれば、尙更であると考える。

以上、原子力損害賠償保障法要綱に対する見解の要旨を述べたが、次に、原子力事業をも含めて、一般的企業として、企業責任を考察する場合、企業責任に関する責任保険立法はいかにあるべきかという問題について述べさせていただいた

いと思う。

三 企業責任保険立法はいかに

にあるべきか

第一 企業責任の無過失責任主義

近代法は、権利義務の主体たる地位にあるものの責任負担の立場として、過失責任主義を其の原則として確立してきた。このことは、個人の責任負担の面において、強調せられ過失責任主義にその立場を見出していることは、個人の生活関係の限界を守ることの趣旨から、事理上いうべきである。個人の責任のみならず、企業の責任の立場も、従来、過失責任主義を原則としてきた。しかし、企業が社会共同生活において、極めて、ウエイ

第二 企業責任の責任保険制度への転嫁

近代の企業の責任は、過失責任主義と共に、無過失責任主義の立場に立つことが認識せられるにつれて、其の責任負担の度は、従来に比して増加し、過重となるべき場合も現われる。このことは、企業を維持發展すべきであるとする考え方と対立する結果を生ずるが、かかる対立矛盾を解決する方途として企業責任を

において、立法が行われることが望ましいのである。

有すれば有する程、企業上における企業者の責任は、無過失責任主義に立脚することが通常の状態となる。又、この立場において、立法が行われることが望ましいのである。

第三 被害者救済の措置

企業責任が無過失責任主義の立場でなければならないこと、企業責任が責任保険制度へ転換せしめられなければならないことの由は、企業維持の理念と共に、企業によって損害を受けた被害者の救済を可及的完全に迅速になさしめようとするにはかならない。被害者は、其の本の意思に基づかずして、不測の災害を受けるのであって、社会共同生活の調和状態を保持するには、被害者が正当に其の損害を補償せられなければならない。今後における法の理念は、被害者に対する完全な保護救済について傾向づけられなければならない。公共福祉の原則は、被害者が保護せられ、救済せられるべきことの内容を持つ。憲法及び私法の原則として、公共福祉という概念が確立された以上、其れを単なる觀念上の原則たらしめず、現実に具体化することが確認せられ、実行せられることを必要とす

日 誌 (1960.2.16~2.29)

2月

16(火) 安保特別委の開会のびる。昭和34年度第三次補正予算衆院で可決。東京地裁で凶悪犯にも検事調書なし裁判の初試み。

17(水) あい次ぐ炭鉱事故に池田通産相、業者に警告。原子力委員会、第三回原子力白書を発表。「日本品の輸入ふやせ」と米・カナダ他国に呼びかけ。

18(木) ILO 条約四月に国会提出と首相答弁。西鉄の信号操作放置、電車ストップ事件で最高裁、連動式自動閉そく機の操作放置は往来危険罪にならぬと上告棄却。東京高裁、窃盗犯に無罪(10年目に)言渡し。

19(金) 安保特別委、条約の修正権の有無でもむ。第三次補正予算成立。

20(土) 自民党河野氏、国会に条約修正権ありと主張。関東一都九県議長会、議員報酬引上げ強行を申し合せ。

21(日) 池袋人生座の労組委員長ら七人を住居侵入で逮捕。

22(月) 「宗谷」帰國の途につく。条約修正権で自社物別れ。原子力損害賠償保障法案で原子力委の考え方まとまる。福岡の中学で就職組、進学組と乱闘。

23(火) 安保特別委で、田上、中村哲、蠍山教授を参考人として意見をきく。皇太子妃、男子を安産。競輪主催地議長会、競輪現状のままときめる。

24(水) 自民党役員懇談会、国会に修正権なしとの方針。原子力損害賠償法案、50億以上に国家補償の構想を原子力委発表。議員報酬の引上げに自治庁長官が警告。都の先生30人の賃金カット処分取消しに成功。

25(木) 自民党総務会、条約は法案、予算案同様には修正できぬと結論。公務員の共闘会議、賃上げと安保阻止でデモ。安保条約にソ連再び覚書。伊内閣総辞職。

26(金) 皇孫恩赦しないと閣議了承。カメールーン(旧仏信託統治領)国民投票で新憲法承認。東京地裁、密出国者の出国期日が不明確だと訴因特定の規定違反で起訴無効とし公訴棄却。知事会・議長会報酬引上げ自粛を通達。

27(土) 東京高裁、裏口入学失敗の運動費返還、慰謝料の約束手形支払請求を棄却。松川事件差戻し公判で、弁護団証拠開示を要求。

28(日) 日本の国民政府承認の裏面、イーデン回顧録で発表。

29(月) 天皇、お孫さまに浩宮徳仁親王と命名。新潟県で町長の専決処分で教委長ら三人を免職。川越乗用車労組の自動車持出で組合員ら20人を逮捕。

第四 被害者の保険金直接請求権
損害の発生があると、加害者は、其の契約不履行又は不法行為の事由により、被害者に対し賠償する義務を生ずる。即ち、被害者は加害者に対して、損害賠償請求権を有し、加害者は、賠償義務を持つ。而して、加害者は、賠償義務の責任を保険契約の当事者たる保険者へ、契約によって転移する。従って、保険者は、被害者に対する賠償義務の責任を、加害者に代位することになる。其のことは、被害者の損害賠償請求権が、保険者に対

る。

第四 被害者の保険金直接請求権

する直接請求権という形をとつて現われたものとみなければならない。保険者に

構成によって、被害者の保険金直接請求権の理論構成はなしうるものと考える。

の手中に保険金を取得できるごとき法的措置を講ずることが望ましい。保険者の保険金給付は被害者の正当な請求あつた時ににおいてのみ、なされることを原則とすべきであろう。航空損害賠償保障法の

対して、被害者は、いわゆる賠償請求権を当然には有していないが、保険金直接請求権は、実質的意味においては、賠償請求権の性質を有するものであるといえよう。いわば、責任保険契約によつて、加害者という責任地位が、保険契約の故に、保険者に移転したため、保険者は被害者の要求に対して、当然応じなければならぬこととなるわけである。被害者によつて転移する。従つて、保険者は、被害者の保険金給付義務(実質的賠償義務)↑被害者の保険金直接請求権という法的経過

責任保険制度その他の方法が、いかに存 在しようとも、保険金其の他の賠償金が、現実に被害者の手に完全に迅速に入らなければ、折角の保護救済制度も水泡に帰する。被害者は通常保険契約以外の地位に立っているものであるから、其の故を以つて、保険金の請求、給付から離れた立場に置かれることは、妥当でない。従つて、被害者は保険金受取(実質的には賠償受取)に関する限り、保険者に対する保険金直接請求権を認め、直接に自ら

任保険制度上のものとして立法せられたにも拘わらず、被害者の保険金直接請求権の規定なき法については、直接請求権の規定なき法については、直接請求権あるごとに改め、以つて被害者の保険救済の完全を期すべきである。
(筆者・神奈川大学助教授/商法担当)